

多様な教育機会の確保と学習権保障 — 高校教育との比較

土岐玲奈

千葉大学・教育学部

Ensuring a Diverse Opportunities for Education and Guarantee the Right to Learn — Comparison with High School Education

TOKI Reina

Faculty of education, Chiba University, Japan

本稿では、様々な困難を抱える子どもたちに対する学習権保障のありかたに注目し、文献レビューを行った。小中学生を主な対象とするオルタナティブな教育機関に関しては、多様な学びを公教育の中に位置づけることを目指し、新たな法案が国会に提出されるといった動きが見られる。しかし、こうした機関においては、貧困や非行傾向によって学校に居場所を得ることが難しい状況にある子どもたちの受け入れは難しく、十分な検討もされてこなかった。これに対し、高校段階においては、公教育と私教育の二分法ではとらえられない形態の教育機関が増加し、様々な生徒を受容する場となっていた。ただし、高校教育の実態について、福祉と教育の融合に対する疑問、公的支援の不正受給、学校の管理運営や教育指導の質保証に関わる様々な問題も明らかになっている。こうした高校の動向を踏まえ、義務教育段階における学習権の保障についても一層議論が活発化することが期待される。

キーワード：不登校 (School Refusal) フリースクール (Free School) 子どもの貧困 (Child Poverty)
学習権 (Right to Learn) 通信制高校 (Correspondence High School)

1. はじめに

文部科学省実施の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、不登校は、1997年度以降10万人を超えたまま現在に至っている。こうした中、2016年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」が成立した。すべての子どもたちの学習権の保障を目指したこうした動きは、不登校等、十分かつ適切な公教育を受ける機会を得ることがかなわなかった子どもの学習権について問う、重要性の高いものである。しかし、こうした議論の中では、しばしば、家庭的、経済的困難を背景として、学校に居場所を得られずにいる子どもたちの存在が看過されてきた。最近では、子どもの貧困問題への注目から、経済的、家庭的背景による不登校や高校中退に対する問題意識も持たれるようになってきている。本来、学習権の保障を問題にするのであれば、公教育であれ私教育であれ、様々な困難を抱えるすべての子どもたちを何かしらの形で包摂する（インクルーシブな）学びと教育のあり方について検討する必要がある。

さて、前述の法案に対しては、フリースクール関係者の中でも賛否が分かれ、義務教育段階においては、公教育における多様性の保障と、私教育の公教育化が、法案を挟んで対立するものとみなされている状態がある。これに対して、非進学、中退によってもたらされるリスクが増大している高校段階においては、私的な教育機関が、私立の通信制高校と連携するケースが多くみられる。また、高校が生徒のケアを優先した教育実践を行っている、

つまり公教育を担う機関がオルタナティブな教育実践を行っている事例も多数報告されている。このように、高校においては、境界が不明瞭となった公教育と私教育の連携によって、生徒の多様なニーズに込えている状況がある。こうした連携は、生徒の学習権を様々な形で保障しようとする重要な取り組みである一方、最近では、教育の質保証という観点から疑問が投げかけられている他、民間企業の参入による不正も発覚している。加えて、新しいタイプの高校が特定の生徒層を対象とし、「非行履歴を持つ者」等が排除されていく可能性も指摘されている。こうしたことから、義務教育段階における学習権の保障を目指した私的な教育の公認という前述の法案が成立した際、社会にもたらし得る影響について検討するためには、高校を取り巻く状況を参照する意義は大きいと考えられる。

そこで本稿では、義務教育段階に先立って、私教育と公教育の境界が不明瞭になっている、高校における教育、支援の実態について、文献レビューによって検討する。また、それに先立ち、法案提出に至るまでの「不登校問題」や、様々な困難を抱える子どもたちに対する学習権保障のありかた、求められる「学習権」の内容と、公教育と私教育の関係性や連携のあり方についても検討を行う。

2. オルタナティブ教育と「不登校問題」の変遷

(1) 「不登校」の変遷

そもそも「登校拒否」や「不登校」は、「学校教育が開始されてからの怠学研究の中で、従来の怠学児とはちがった神経症的症状を持つものがあるとの指摘から始まっている」（保坂 2000, p.12）。保坂（2000）によれば、日本国内においては、1950年代に研究報告がなされるよ

うになり、1967年には、「学校基本調査」の欠席理由に「学校ざらい」が採用された。1970年代に「登校拒否」が一般化したのち、1980年代には「不登校」が使われるようになり、現在にいたっているという。

また、「学校恐怖症」、「登校拒否」という名称は、「彼らをごく少数の特別な存在＝病気である」と考える立場で使われ、問題の個人化に向かう傾向がある。これに対し、「学校嫌い」「不登校」という名称は、「どの子にも起こりうること＝病気ではない」と考える立場で使われ、「学校制度責任論」に結びつく傾向があるという（保坂 2000）。

(2) フリースクールとは

日本において、不登校の子どもなどを受け入れ、オルタナティブな教育を実践しているフリースクールは、1970年代、学校現場の荒れや不登校問題の表面化という時代のニーズの下で生まれ、1980年代に拡がり始めた民間の教育機関である。「フリースクール運動は、既存の学校に対するオルタナティブなあり方を実験的に取り組む（略）という側面と、不登校の子どもたちのための学びの場という側面とがあり、両者が折り重なり合うかたちで生成してきた」（南出 2016, p.78）という経緯を持つ。荒井（2011）は、フリースクールの全般的な特色として、「学校復帰を前提としない」、「体験学習を重視する」、「幅広い年齢層が集まる場」という三点を挙げ、フリースクールが担う役割として、「居場所としての機能」、「学校復帰に向けた支援」、「スタッフによる自宅訪問」、「障がいをサポート」、「医療機関との連携」、「共同生活により自立を目指す」という六点を挙げている。ただし、これらの役割については、それぞれの施設が受け入れている子どもの状況や、掲げる理念により異なっている。

フリースクールは、不登校状態にある子どもが、学校的な雰囲気から逃れてたどり着くことも多く、子どもの安心感の獲得や、いじめなどから守られるといった安全性の確保によって、子どもの自己肯定感をはぐくみ自立を支援するといった役割を担う傾向が強い。そのため、フリースクールに概ね共通する特徴としては、「不登校の子どもが強制されず、安心して過ごすことのできる居場所であること」（佐川 2015）が挙げられている。

(3) オルタナティブな教育機関による学校批判

フリースクールを始めとするオルタナティブな教育機関は、「学校的価値や不登校の医療化への批判、不登校の原因の社会への還元、子ども中心や『受容と共感』といった関わり方を主張」（佐川 2010, p.48）してきた。例えば、奥地は1980年代末に、以下のような学校批判をしている。

登校拒否は学校の問題ぬきに語れることではなく、登校拒否になった子ども個人を治療するという発想は、さかさまなのです。つまり、あえていえば、治療されるべきは学校ではないかと私は思います。（略）「登校拒否は病気ではない。子どもの、人間としての当然の表現である。病んでいるのは学校

だ」ということは、東京シューレを三年半やってきた私の素朴な確信でもあります。

（奥地 1989, pp.8-10）

当時、奥地はこのように、明確な学校批判を展開していた。佐川は、「フリースクール運動の担い手は、管理教育を批判し、不登校を肯定するという社会的なインパクトを志向した一方で、その主張を補強する様々な観念を独自に接合することで、社会的に『適切』な支援と教育を構築した」（佐川 2009, p.52）とする。すなわち、日本におけるフリースクールおよび不登校の「選択」が、欧米のフリースクールの理念や実践に関する観念との接合によって、「正当化された教育実践の選択」として読み替え可能になった。

(4) 「選択」としての不登校

朝倉は、フリースクールにおける参与観察から、子どもたちの「〈登校拒否〉をしている者」としての自己定義のあり方が、周囲の子どもたちの影響のもとで、「学校に行けないもの」から「今は学校に行っていないもの」、「学校に行かないことを選んだもの」へと変遷する傾向があるとする（朝倉 1995, pp.179-180）。

このように、「学校に行けないもの」として自己定義する者は、フリースクールに来て日が浅い子に多く、フリースクールに通う子どもたちは、周囲の影響を受けながら、肯定的な自己定義を獲得していくという。不登校の子どもへの安心感や自己肯定感を重視するフリースクールにおいては、現状を肯定的にとらえる視点は必須であり、不登校や、フリースクールにおける教育活動の「正当性」主張のツールとしての脱学校論は、フリースクール内部においても重要な意義を持つ。特定のフリースクールにおいてある意味で画一的な自己の再構築が行われ、その言説が広く流布してきた背景には、「病気」「なまけ」等と捉えられがちの中で、不登校を正当化する必要に強く迫られる時代背景が存在したという事ができる。

(5) 「不登校の選択」という言説のリスク

朝倉は、「学校に行かないことを選んだもの」としての自己定義をしている子どもが、「学歴に対するこだわりがなく、学校に行かないことに割り切れている」（朝倉 1995, p.176）というが、ここには、不登校により生じる不利益に対する目配りは見られない。

オルタナティブな教育を推進する側が構築した不登校に関する言説には、学校教育に対する批判によって不登校を正当化する傾向が見られた。そのため、この文脈では、不登校状態にある子どもの学校教育に対するニーズは排除されてきた。この点について加藤（2012）は、既存の、「登校拒否」にまつわる問題を所与とするのではなく、登校拒否を問題と見なす、学校中心の社会のあり方への異議申し立てを議論の中心にした言説について、こうした問題検討が、「学校教育自体がもつ社会の不平等を再生産する構造を等閑視しており、学校へ行かないことを『問題』と捉えないがゆえに、学校への不参加によって社会への参画が困難になることの不当性は語られ得なくなる」（加藤 2012, p.50）こと、「当事者たちの

生きるリアリティに顕在化した矛盾が個人的な経験に留まる危険性がある」(同上)ことを指摘する。田中(2002)も、オルタナティブな教育機関が既存の教育を批判する際、登校拒否の子どもを「告発者」と位置づけることで、個々人が抱える困難や葛藤を捉えることができなくなることを問題視している。貴戸(2004)もこの点について、「居場所」関係者)によって提示されてきた「行けない」(非・選択)から「行かない」(選択)へという「不登校経験の〈当事者〉による意味づけ」の変容モデルについて、「長期的な視点がなく、社会構造的な不利益をどのように意味づけるかという〈当事者〉が不可避に向き合わざるをえない問題には触れられていない」という点を指摘している(貴戸 2004, p.208)。加えて貴戸は、不登校経験者、当事者に対する聞き取り調査において、「語りえないもの」の存在について、次のように述べている。

低学歴・定階層という構造的劣位や、極端な自己否定感に直結するような『不登校による学力不足』は、語られることがなかった。ここには、『生きにくさ』を最も強く感じている人はそれを語りえず、調査の現場に立ち現れないという端的な現実がある。(貴戸 2004, p.261)

このように、不登校にまつわる困難や社会構造的な不利益は、不登校経験について語るができる状態にある人々による肯定的な語りと比べて見えづらい状態にある。結果として、「不登校『選択』の物語」の強調は、不登校によってもたらされるリスクを〈当事者〉の自己責任とし、「語りえないもの」として不可視化させることになる。

(6) 「フリースクール」の理念と実際

森田は、先行研究の視座から行政と連携するフリースクールの存在が排除されてきた理由として、「フリースクールの実践に先立ち、フリースクールの中に真に『自由な教育』の姿を執拗に見ようとする、『近代学校批判』というまなざしが根深く存在した」(森田 2008, p.137)ことを挙げている。しかし、フリースクールの現場に目を向けると、フリースクールの量的拡大の一要因として、既存の「不登校支援の担い手でもあった塾が自らの実践の訴求力を維持するために、フリースクール=不登校児の受容の場という記号を用いた」(佐川 2009, p.52)例も多数存在していたという。結果として、「(筆者注：フリースクール運動の)理念や実践は、既存の不登校支援の場にそのまま伝達されたわけではなく、異なる立場においてそのフレームが選択的に共鳴・利用されながら、多様な形で量的に拡大した」(同, p.52)のである。このように、「日本のフリースクールの多くが、『不登校(登校拒否)』児童生徒の受け入れに特化した、学校教育法上指定外の民間施設として成立した経緯を持つ」(森田 2008, p.126)ことから、「形式上学校制度からの自律性を主張していても、実質的には「学校の補助的な機能を果たす民間施設」(沖田 1997, p.126)となっていることに対する批判もなされた。

また、現場からは、「さまざまな挑戦をつづけたが、

残念ながらフリースクールに来たいと思って入ってきた生徒には、私はこれまでであってはいない。みんな、ある意味消極的な判断で『学校に行かない』という判断を行い、その受け入れ先としてのフリースクールに来ているのである」(江川 2015, p.38)との声もある。結果として、フリースクールにおいては「不登校の子どもたちへの支援活動がその母体にあり、その延長線上でオルタナティブな教育実践を吸収して取り組まれているところが多い」(南出 2016, p.78)という。

(7) リスクとしての不登校

1992年、「不登校問題」の捉え方に新たな転機が訪れた。この年、文部省学校不適応対策調査研究協力者会議は、報告書「登校拒否(不登校)問題について一児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して一」において、「(登校拒否は)特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうることとしてとらえ」るとの見方を示した。それからおよそ10年が経過した2003年、「不登校問題に関する調査研究協力者会議」は、不登校が進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクとなる可能性を指摘し、「不登校を『心の問題』としてのみならず『進路の問題』としてとらえ、どのように対応するかが大切な課題である」(2003, p.15)との指摘をした。

また、学校へ行かないことや高校卒業資格を持たないことがもたらすリスクの上昇に対する指摘も多くなされるようになってきている(部落解放・人権研究所 2005; 岩田 2008; 西田 2012; 酒井 2013; 青砥 2014等)。たとえば酒井(2013)は、学校へ行かないということが、複合的に様々な不利を伴って社会的な資格喪失の過程、社会的逸脱の過程を招くとの指摘をしている。

2014年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては、学校が子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けられ、各種支援機関と連携しながら学力保障、福祉的支援、経済的支援対策を推進することとされている。こうした中で、「不登校」の様態像として、学校におけるトラブルや、教育制度との不適合といった学校環境に起因する問題ではなく、「そもそも家庭の養育能力に問題があって、学校に行くための前提ともいべき環境が整っていない」(保坂 2000, p.48)ことによる「脱落型不登校」のケースにも注目が集まるようになり、家庭がSOSを発することのできない状態にある子どもに対し、学校が積極的な支援をすることの意義も認められている。

一方で、フリースクール関係者による学校批判のトーンもかなり弱まっている。例えば奥地は、「学校に行かない生き方もあるのです。(略)『不登校』を治すとか、立ち直らせるとか、克服させるとか、そういうまなざしでなく、学校を活用して育つ以外のあり方もまた認められる社会になってほしいと切に思います」(奥地 2005, p.8)と述べる一方で、「不登校の生き方を子どもの権利として認め、不登校によって不利益を被ることなく、学校以外の成長の仕方も選び取れる多様な教育システムと価値観の変革が今必要だと思います。／もっとも、不登校を肯定するあまり学校を否定している、との印象を

持たれるかもしれませんが、そうではありません」(同, p.9)と、「学校に行かない生き方」を認めることは学校を批判することではないと明言している。

(8) 多様な学びの保障

こうしたオルタナティブな教育機関における学校批判の弱まりの一方で、近年、多様な学びを正規の教育の中に位置づける法案を成立させようとする動きもみられる。2016年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」が成立した。この法案は、「不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等」と「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等」を大きな柱としている。

こうした法案が提出された背景の一つとして、不登校の子どもの「学習権」の保障が挙げられる。佐藤は、法案による学習権保障が必要とされる背景について、「学校に戻すことを最優先とする従来の不登校対策では、『学校外の学び』の保障については政策課題になってこなかった(略)。学校に行けない子どもたちの学習権、発達権は公的に保障されないまま長い間放置されてきた」(佐藤 2016, p.65)として、不登校の子どもの「学習権」「発達権」の公的な保障の必要性を指摘している。

では、「学習権」の保障とは何を指すのだろうか。貴戸は、日本のフリースクールにおいて行われている実践について、次のように述べている。

ここで行われているのは、「教育における多様な選択肢の提供」というより、「共同性の産出」というべきものである。そしてこの共同性こそ、フリースクールの意義といえる。不登校の子どもたち・親たちにとっては、「よりよい教育」というものよりも、たとえば20年後、その子が大人になったときに、「生きづらかった自分を受け入れてくれた人々が確かにいた」という実感を持ち、自尊心と社会への信頼をもちうるものが、第一義的に重要であると思われるからである。

(貴戸 2016, p.82)

また、佐藤はより抽象的な表現で、以下のようにまとめている。

子どもの学習とは、とりわけ不登校の子どもたちにとって、一人ひとりの個人の誇りを回復するとともに仲間たちとの人間関係を編み直しながら平和的な世界の創造に向けて学び参加していくことであるとすると、学習権保障とはその豊かな学びを支える機会を保障することである。

(佐藤 2016, p.66)

このように、不登校の子どもたちにとっての「学習権」に関する議論では、いわゆる教科教育の保障ではなく、自尊心と社会への信頼の獲得、人間関係の編み直しといった点に重きが置かれている。

(9) インクルージョンと多様性保障

一方、法案に対する反対意見として、不登校対策としてはまず学校への対策が進められるべきであるとの意見が、不登校支援を行う団体の中からも出されている。「学校や社会が『多様』であること」(鳥羽 2016, p.78)を望む声は、公教育の中で、インクルーシブ教育が推進される状況とも整合する。

日本における「インクルーシブ教育」は、基本的には「障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受ける」という理念に則ったものである(中央教育審議会初等中等教育分科会 2012)。ただし、「インクルージョン」というキーワードについて、Mittlerは、「すべての学校を、遥かに多様な子どもたちのニーズ・障害のある子どもたちだけでなく、貧困によって、性によって、なかでも個性の成長や人格の発達を犠牲にして教科の成績を優先するカリキュラムによって、軽視され、除外されているすべての子どもたちのニーズに応えられるように改革し、再構築することであるという考え方」(Mittler 訳書 2002, p.vi)であると説明している。

しかし喜多は、「インクルーシブ教育でいけば、不登校の子どもはいなくなるはず」(喜多 2016, p.73)という意見に対し、不登校の子どもに常にプレッシャーになっている「学校復帰の強化」に繋がる可能性がある、「普通教育」が学校教育法でしか担保されてこなかった、子どもの権利としての学ぶ権利の保障という三点によって反論している(同, pp.73-74)。では、現在のオルタナティブな教育機関は、こういった子どもを対象としているのだろうか。

(10) オルタナティブ教育の対象

佐川は、1990年代以降、不登校問題の取り扱われ方が、「ひきこもり」や進路、発達障害といった支援を要する事象との関わりによって、「学校教育の問題の範囲を超えて、福祉や医療の領域にも重なる問題」(佐川 2015, p.15)となったとする。こうした流れの中で、フリースクールも、子どもの現在の状態を認めるというだけではなく、より積極的な福祉的、医療的支援や、移行支援を視野に入れ、支援の範囲を拡大させている¹⁾。オルタナティブスクールに対する全国調査を実施した藤根・橋本(2016)によると、「精神に障害があるとみなされがちな利用者」や「発達障害や学習障害があるとみなされがちな利用者」がいると回答した施設が、それぞれ52%、81%を占めたという²⁾。

3. 困難を抱える子どもの学習権の保障

(1) オルタナティブな教育機関からの排除

前節でみたように、オルタナティブな教育機関は、特別なニーズを持った子どもたちにも対応している。一方、藤根・橋本(2016)によると、「生活保護を受給している家庭」の利用者がいると回答した施設は38%、「非行経験や非行傾向」のある利用者がいると回答した施設は27%と、困難を抱えていても、オルタナティブスクールが受け入れることが難しいタイプの子どもの存在している状況もある³⁾。

経済的な困難を抱える子どもに関しては、近年、「子どもの貧困」が大きな社会的問題として取り上げられるようになり、2014年には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。しかし、子どもを取りまく状況が依然厳しい中で、私的な教育機関においては、費用負担の大きさが課題となっている⁴⁾⁵⁾。

一方、家庭の養育力の弱さとも関連する子どもの非行については、受け容れる教育機関は少ないものの、大きな問題として取り上げられることは少ない。公的な不登校支援施設である教育支援センター（適応指導教室）に通う児童生徒についてみて、「あそび・非行」を背景とした不登校の子どもはほとんどいないという調査結果もある（谷井・沢崎 2002）。樋口（2011）は、こうした「排除現象」に対して当事者たちのクレームが顕在化しないメカニズムについて、対応先をめぐるたらいまわしによる負担の増大やニーズの冷却化、逸脱的なふるまいに対する厳しい指導の不当さを理解してもらうことの難しさ、自らの判断による離脱の自己責任性の三点を挙げている。

こうして、家庭にも学校にもオルタナティブな教育機関にも居場所を見つけ出すことができなかった子どもたちは、危険性の高い非行集団や場に巻き込まれていくリスクを負っている。

(2) 困難を抱える子どもの学習権の保障

学校に行かない、行けないという事は、子どもたちの学習権が守られないという意味でも問題をはらんでいる。先ほどの「学習権」に関する議論と関連して、オルタナティブな教育機関に通うことが困難な、生活困窮世帯の子どもたちに視点を移すと、必要とされる教育内容には類似点が多い。

さまざまな社会的困難と直面するなかで、幾重もの「傷つき」の経験を抱え込まざるをえない子どもたちにとって、その「傷つき」を癒し、そこから回復していくことを支える個別的な配慮と、彼ら自身が剥奪されたさまざまな関係性を回復していくためのコミュニティ形成を支援するということは重要な実践課題となっている。

（木戸口 2016, p.70）

木戸口が指摘するように、生活困窮世帯の子どもたちにとっても、個人の傷の回復と、関係性の回復が重要な点とされている。

中嶋は、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業に関連して、すべての子どもに保障されるべき学習を以下のようにまとめている。

子どもたちに普遍的に、つまり経済的に困窮しているか否かにかかわらずすべての子どもに、保障されるべき学習は、他者から押しつけられた否定的自己像を乗り越え、否定的な自己像を押しつける構造から自己を解放することに繋がる学習だろう。

この意味で、学習支援とは子どもにそれぞれの居場所を保障するものでなければならない。ここで「居

場所」とは、①一人ひとりが人間として大切にされ、それを実感できる関係性、②自分自身の価値や能力を認識し、それらを発展させられる機会が与えられる関係性、③他者に援助を求め、他者を援助する関係性、を成り立たせる場である。

（中嶋 2016, p.59）

このように、困難を抱える子どもたちに対する「学習権の保障」とは、個々の子どもたちが最適な場を「選択」できるようにすることではなく、安全性が確保された環境の中で、傷を回復し自尊心を獲得するとともに、多様な他者との関係性を回復、構築する場の提供であるといえるだろう。そうであれば、こうした権利が、困難な家庭環境や経済状況、様々な困難を背景とした問題行動によっては奪われることは看過し得ない事態である。

では、このような学習権の保障は、既存の公教育の中では実現し得ないのだろうか。

4. オルタナティブな教育機関と通信制高校の連携

(1) ケアを重視する通信制高校の特徴

菊池らは、教育的な試みの多くは「認可校として公教育（＝一条校）というメインストリームの中へ収斂され既存のシステムの中に絡めとられていくか、一元的なシステムの外で孤独な存続を強いられるか」であり、「一元的な公教育システムを強化する」に至る（菊池・永田 2001, p.66）と批判的に述べる。しかし、後期中等教育段階に目を向けると、通信制高校との連携という方法によって、公教育と私教育の境界は限りなく見えづらいものになっている。そこで本節では、特にこうした取り組みが進んでいる教育機関として、通信制高校や通信制高校サポート校⁶⁾に着目したい。

近年、広域通信制高校が、学齢期の子どもが減少する中でも設置数、生徒数を増やしている。広域通信制高校の制度上の特徴は、全国から生徒を集め、生徒の高校への日常的な登校を伴わずに学校教育を行うことができるという点にある。結果として、「様々な『関連施設』を広範囲に展開して学校経営・教育活動を行う」（秋山 2015, p.17）という、民間企業と似た経営システムも存在しているという。

生徒のケアを重視する通信制高校及び通信制高校サポート校等においては、教育機関の特徴として、心理的なケアの重視（阿部 2005；藤田 2010；杉山 2011等）のほか、指導と支援を担う教師の役割（土屋・青山 2010；藤本 2013）や、自由度の高いカリキュラム（大橋 2007；渡辺 2007；花坂 2010）、推薦制度の活用による進学の実現（内田 2014；藤村 2014）といった点が指摘されており、生徒のニーズに応じ、多様な教育（及び教育サービス）を提供してきた。

(2) 公教育の充実の背後にあるリスク

前述の通り通信制高校においては、私的な教育機関との連携事例も数多い。例えば、文部科学省が実施した調査では、2016年5月時点において、広域通信制高校（105校）が連携している通信制高校サポート校の総数は、

1,234校であった（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 2016）。通信制高校の連携先の中には、オルタナティブな教育機関も多く含まれている。では、オルタナティブな教育機関が高校と連携する理由はどこにあるのだろうか。

中学校卒業後については、「高校全入」と言われる現在、高校卒業資格を持たないことがもたらすデメリットは無視することができない。小中学生と違い、高校生は、フリースクール・フリースペースや、適応指導教室における出席日数が、原籍校での出席日数としてカウントされない⁷⁾。公的な卒業資格を付与することのできないフリースクールは、子どもが不利益を被らないため、また、保護者の不安を解消するため、公的な資格取得の支援に対するニーズにも応えている。具体的には、高卒認定資格受験のための学習支援や、通信制高校との連携、学校の立ち上げ等のケースがある（NPO法人フリースクール全国ネットワーク 2016；阿久澤 2015；江川 2015；佐川 2015；奥地 2010等）。更に、フリースクールが、公立学校の「サポート校」となる事例も見られるようになってきているという（阿久澤他 2015）。

江川は、フリースクールと通信制高校の連携について、次のように整理している。

フリースクールは、既存の教育制度にあてはまらない仕組みであるがゆえに、「資格」が与えられない。労働市場からは、どのような「技能」が身についたのかが見えにくい場所であった。私たちは、フリースクールの利用者が減少する中で2013年より通信制高校のサテライト校として、レポートの作成や授業の一端を行うようになってきた。ここに通い、学ぶことで、高校卒業の資格が付与されることは、親への説明が非常にしやすく、カリキュラムにも理解を得やすかった。

（江川 2015, p.38）

このように、高校卒業資格を付与する権限を持たないオルタナティブな教育機関における教育活動は、常に施設の設立理念と子どもや保護者のニーズ、その背景にある社会的要請の間で再構成を迫られている。オルタナティブな教育機関に通う子どもが、中学校卒業以降、社会的な不利益を避けるためには、進学や資格取得のための外部機関による審査を受ける必要があり、そのための教育や学力の獲得が必須となる。

阿久澤が行った、高校と連携するフリースクール3施設に対する聞き取り調査では、「NPOが運営する2施設は『小中学校を過ぎると公的な適応指導教室が市内になく、高校生年代のためのフリースクールが必要』である」との指摘がなされた。施設Aでは、発達特性を持つ保護者の教育を受けさせたいという相談をきっかけとして、施設Bでは、「単に学校を卒業するだけではない、社会的に自立するための支援」に対する必要性の認識から、公立の施設Cでは、県立高校との連携を端緒として、私立高校にも連携を拡げている。施設Cにおいては、「高校との連携を期待して来る方は多い」とも語られており、「高卒」取得へのニーズは高いという（阿久澤他

2015, P.58）。

阿久澤らは、高校と連携するフリースクール3施設に対する聞き取り調査の結果を次のように総括している。

フリースクールが「安心する居場所」や「心の回復」「自発的な学び」の場を提供することにとどまらず、伝統的な学校がこれまで担って来た「学力保障」や「進路保障」、さらには「就労支援」の中心的な部分を担っている現実がみえてくる。また、技能連携制度やサポート校契約、「学校外における学修の単位認定」などの連携の形態が、それぞれのフリースクールの独自性や「実現したいこと」にあわせて、主体的に「選択されている」姿も見えてくるのではないだろうか。

（阿久澤他 2015, p.62）

このように、オルタナティブな教育機関は学校教育をカスタマイズすることで、「学力保障」、「進路保障」、「就労支援」を含む独自の教育を実現させている。

ただし、藤村が、「かつて子どもの多様な生き方を志向することに特徴を有していたフリースクールが、大学進学という形でメインストリームに戻す機関に変容しつつある」（藤村 2014, pp.52-53）状況を指摘し、これを「進学というメインストリームの呪縛」と評しているように、オルタナティブな教育機関が学校化し、従来の学校との境界が薄れている状況を批判的に捉える視点も存在している。実際、フリースクールにおいて教科教育を重視せざるを得なくなっている状況も指摘されている（井上 2012）。

このように、通信制高校における生徒のケアを重視した実践と、オルタナティブな教育機関を比較すると、通信制高校は正規の学校であるが故に、カリキュラムの自由度を限界まで上げ、個別の対応を行いながらも、独自の規準・基準に基づいてこの生徒の成長を評価し、高校の卒業資格の付与及び進学先の確保が可能だという強みを持つと考えることもできる⁸⁾（藤村 2014；内田 2014）。

(3) 通信制高校における教育と福祉の融合

前節でまとめたように、困難を抱える子どもたちに対する「学習権の保障」が、安全性が確保された環境の中で、傷を回復し自尊心を獲得するとともに、多様な他者との関係性を回復、構築する場の提供であるとするならば、高校段階においては、「学習権の保障」に向けた取り組みが学校内外において進められている状況がある。

弘田は、技能連携校及びサポート校の特徴として、「登校支援と登校そのものを評価する単位認定」、「ホームスクーリングを行う『学校外の教育施設』の活動」等が存在している」と指摘し、現状を以下のようにまとめている。

居場所機能、個への寄り添いによるエンパワメントを標榜するフリースクール系において、心理的支援が重視され個別対応の体制が整えられているのは理解できる。フリースクールにおいては、利用者の社会心理的な発達、情緒安定が学習支援に先立って必要な場合が多いからである。

「生きづらさ」を抱えた生徒たちに対応する最前線では、自律に向けた発達促進的な心理支援が優先され、教育の中心課題となっているのだった。教育の目的とメンタルヘルスへの対応が融合してきているのである。

(弘田 2015, p.94)

弘田が指摘したように、「ケア」を重視する私立通信制高校及び通信制高校サポート校を中心とする教育機関は、参加を重視し、個人の成長を評価する姿勢を持ち、メンタルヘルスの促進活動が後期中等教育の目標に読み替えられるケースさえも存在するなど、「教育」と言う言葉では括り切れない幅を持っている。

Martin (訳書 2007) は、養育力が十分でない家庭の子どもに対しては、学校が家庭の役割を担う必要があるとする。学校による子どもの「ケア」については、小中学校における実践・研究が進められている一方で、高校段階についてはほとんど見られない。この点、通信制高校における教育の目的とメンタルヘルスへの対応の融合は、高校における子ども(生徒)の「ケア」の貴重な実践であるとも考えられる。こうしてみると、メンタルヘルスへの対応と高校卒業資格の付与という機能を併せ持つ機関の重要性を改めて評価することができる。

このように、現在、高校段階を中心に、公教育と私教育の二分法ではとらえられない形態の教育機関が増加しており、「公教育」には、実際には大きな幅が認められている。ただし、ケアを重視する通信制高校においては、教員が様々な手を尽くすことで、移行の準備が整わない生徒が進路未定のまま卒業してしまうという問題(朝日新聞2014. 3. 1朝刊; 藤村 2014)が指摘されたり、学校において、生徒が望むケアが「教育」として提供されることへの疑問(弘田 2015, p.96)の声もあがっている。

構造改革特区制度によって株式会社による学校の設置が認められた(学校設置会社による学校設置事業)結果、設置された学校の多くを占めたのが、広域通信制高校であった。私学助成を受けられない株式会社立学校の多くを通信制高校が占めたことは、これらの高校における、生徒一人当たりにかかる教育コストの低さとも無関係ではない。最近では、株式会社立の高校において就学支援金が不正に受給される等、公教育が営利目的で悪用されていた事例も発覚した。こうした中、広域通信制高校における学校の管理運営や教育指導に関する問題と対策のあり方が検討されている⁹⁾。

(4) ケアを重視する通信制高校における排除

ここまで、高校における学習権の保障に向けた実践例をみてきたが、高校段階では、私立通信制高校における多様な実践だけでなく、不登校生徒を積極的に受け入れるなどの特色を持つ、公立の「新しいタイプの高校」の整備も進んでいる。しかしその一方で、「現在整備されつつある制度の多くは、主として心理的なケアを必要とする不登校児を対象に想定しており、他のタイプの不登校児は視野の外に置かれがちである」(山田 2010, p.95)との指摘もある。そのため西村(2008)は、新しいタイプの高校が入学層の枠を明らかにすることで、「反学

校的でありかつほかの生徒の妨害になりうる厄介者」として、これまで定時制高校や「教育課題校」が多く引き受けてきた、非行遍歴を持つ者が排除されていく可能性を指摘している。結果として、公立の通信制高校が、こうした生徒を受け入れ得る数少ない高校となっている。しかし、公立の通信制高校は、多様な困難を抱える生徒を入学段階で排除しない一方で、個々の生徒のニーズに応じた教育支援(教育的ケア)を行うことは難しい状況がある(土岐 2016)。このように、第3節で述べた樋口による適応指導教室における「あそび・非行」型の子どもの排除と同様、高校段階においても、非行傾向のある子ども達を包摂する教育機関は十分ではないのが現状である。

「学習権の保障」について考える際には、このように、他の子どもの安全性を脅かすなど、悪影響を及ぼす可能性のある子どもたちの存在も、排除することはできない。

さらにいえば、そもそも高校卒業資格等の学歴を持たないことによってたらされるリスクの上昇は、後期中等教育段階において、多様な公教育の選択肢が拡大することによって急激に促進された。高校の量的拡大と、質的多様化が同時に進められたことによって、「高校へ行けない」という事態がほぼ解消されたことと引き換えに、高校非進学は、「高校へ行けるにもかかわらず行かない」という事態へとその意味付けを変化させた。この変化は、高校進学、卒業に向けた支援の充実がもたらした意図せざる帰結というべきものであり、オルタナティブな教育機関における進学支援も同様にこのリスク上昇の一端を担っていたことも否定できない。

このように、高校はすでに、公教育の多様化・自由化と、それによってもたらされた課題に直面している。

5. まとめと考察

ここまで、既存の学校における不適応やそれに伴う不登校を経験した子どもたち等に対応する教育機関の変遷と現状について、文献レビューによって整理してきた。また、学校教育を十分に受ける機会がない子どもたちに対する「学習権保障」のあり方について検討した。

オルタナティブな教育機関は、学校を批判することによって独自の教育方針を正当化する段階から、学校を否定するのではなく、既存の学校とは異なる学びのあり方を求める子どもにとってのオルタナティブな選択肢へと自己定義を変化させていた。

こうした中、法案の提出が求められた背景としては、オルタナティブな教育機関の財政基盤の弱さという実質的な問題の他に、不登校児童生徒の学習権の保障という、理念と実質のいずれにもまたがる課題があった。

義務教育段階においては、法案の成立によって、公教育を押し広げようという動きと、インクルーシブ教育によって多様な子どもを既存の学校の中に包摂しようという動きが同時に起こっている。こうした中、不登校児童生徒に対するより良い環境整備を求める人々の中にも、「学校復帰の強化」を懸念する立場と、既存の学校環境の変化を求める立場の対立があった。

学習権がすべての子どもたちに保障されるべき権利で

あるという点については、異論はないだろう。しかし、不登校の子どもたちの学習権保障について考えるとき、貧困や非行傾向によって学校やオルタナティブな教育機関に居場所を得ることが難しい状況にある子どもたちについては十分な検討がされてこなかった。困難を抱える子どもたちに対する「学習権の保障」は、安全性が確保された環境の中で、傷を回復し自尊心を獲得するとともに、多様な他者との関係性を回復、構築する場の提供等であるとされる。そうであれば、こうした権利が、困難な家庭環境や経済状況、様々な困難を背景とした問題行動によって剥奪されることは看過し得ない事態である。こうした背景に鑑みれば、オルタナティブな教育機関においても、経済的な困難性だけでなく、他の子どもに対して悪影響を及ぼす可能性のある子どもたちの居場所の確保という困難な課題にも向き合わざるを得ない¹⁰⁾。当然これは、現在学校に対して突きつけられている課題でもある。

一方、高校においては、非進学や原級留置や退学によって高校卒業資格を得られなかった者たちが負うリスクの高まりが指摘されていた。結果として、義務教育段階に先立って、高校段階においては、学校の個性化や多様化によって公教育を押し広げようという動きが急速に広まっていた。具体的には、公教育の中に位置づく通信制高校において、オルタナティブな教育実践が多く行われている状況などがみられた。一方で、オルタナティブな教育機関においても、通信制高校との連携によって子どもたちの高校卒業資格の付与を支援する動きが見られた。

このように、高校段階においてはすでに、公教育と私教育の二分法ではとらえられない形態の教育機関が増加し、公教育と私教育の境界は極めて不明瞭なものになっていた。また、通信制高校とオルタナティブな教育機関は、既存の学校とは異なる価値観や目的意識を共有していた。それどころか、オルタナティブな教育機関の方が、社会の中で子どもたちが不利益をこうむらないため、「学校的」な教育を行う必要性に迫られているという逆転現象も見られた。

公教育において生徒のケアを最優先事項とした教育が行われているという高校教育の実態は、小中学校における法案に関する検討をする際参考にするべき点も多いものと考えられる。ただしその際、通信制高校における実践に対しては、福祉的支援が教育とみなされることに対する疑問が呈される状況についても参照する必要がある。また、非行傾向や貧困等によってニーズに応じた教育の場から排除されている子どもが存在しているという深刻な課題は、高校においても解決されずに残っているという点にも留意が必要である。さらに、高校においては、私的な教育機関との境界が不明瞭な中で、教育の自由化、市場化が先鋭化している状況があった。全国から生徒を集め、生徒の高校への日常的な登校を伴わずに学校教育を行うことができる広域通信制高校は、現在でも増加傾向にある。この中には、教育特区において認められた、株式会社立の学校も含まれていた。さらには最近では、株式会社立の高校における公教育の営利目的による悪用も発覚した。

南出は、フリースクールが、「教育の自由化」論で焦

点となった「学校選択の自由」ではなく、「学校から排除され行き場を失った後によくたどり着いた場」であることから、「教育権／学ぶ権利」の保障の場として機能していると述べている（南出 2016, p.86）。しかし、高校において起きたような問題が生じるリスクは、私的な教育機関が公的な財政支援をうけられる制度の制定に際しては、避けて通れないものであると考えられる。

高校において、教育の多様化と自由化によってもたらされた現在の状況を踏まえ、義務教育段階における学習権の保障についても一層議論が活発化することが期待される。

注

- 1) 一方で、障害や病気を抱える子どもを受け入れる特別支援学校においても、不登校の子どもへのアプローチは重要なものとみなされ、「校長会においても、(略)『心身症等を有する不登校傾向の児童生徒への取り組みについて』が重要な協議の課題の一つとなっている」(玉村他 2012, p.151)という。
- 2) ただし、こうした流れを、単にオルタナティブな教育機関が受け入れる子どもの層が広がったのだと楽観することはできない。佐川(2010)も指摘するように、オルタナティブな教育を必要とする子どもたちに対して、学校不適応や対人関係上の困難の説明及び対処方略として「発達障害」というラベルが多用されるようになってきているという事情もあるだろう。
- 3) ただし、「一人親家庭の利用者」がいると回答した施設は84%とかなり高い割合を示した。
- 4) 文部科学省が実施した調査(文部科学省 2015)では、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設」のひと月の会費(授業料)は平均約3万3千円であった。
- 5) 文部科学省は、2015年度補正予算案の中に「フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業」を組み込み、フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動に必要な経費を支援するとしている。ただし、会費の補助は想定されていないという。
- 6) 通信制高校生徒の日常的な「登校」先となり、学習活動や進路支援などを行う私的な教育機関。詳細については内田(2015)等を参照。
- 7) 大阪には、府立の教育センターが所管する、高校生のための適応指導教室「大阪府高等学校適応指導教室」が設置されているが、こうした例は少ない。
- 8) 私立の通信制高校においては、学校としての正規の教育と、生徒のニーズに応じた選択制の教育プログラムが、併せて提供されている場合が多い。選択制のプログラムの実施に関する規制はないが、正規の教育に関しては、学習指導要領からの逸脱が認められるわけではない。
- 9) 文部科学省は、2016年3月に「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」をとりまとめ、2016年6月より、「広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」において、広域通信制

- 高校における教育の実態解明と「質の保証・向上」を目指した検討を進め、同年9月にガイドラインを策定した。
- 10) 資源に限られており、多様な選択肢を用意することが困難な地方都市においては、オルタナティブな教育機関が、貧困や非行等の課題を抱える子どもたちを多く受け入れているという状況もあるという(志賀 2016)。
- ## 文 献
- 阿部明日香, 2005, 「通信制高校サポート校における生徒援助サービスとそのコーディネーションに関する研究」『臨床心理学研究』第3号, pp.27-37.
- 秋山吉則, 2015, 「広域通信制高校の本校分校関係—全国展開を可能とした学校経営システム」『日本通信教育学会 平成26年度研究論集』pp.17-32.
- 阿久澤麻理子・弘田洋二・矢野裕俊, 2015, 『通信制高校の実態と実践例の研究—若者の総合支援の場としての学校のあり方— 2012(平成24)~2014(平成26)年度 科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号24531071 研究成果報告書』(研究代表:阿久澤麻理子).
- 青砥恭, 2014, 「子どもの貧困と高校中退(学校は原因かそれとも闘うヒーローか—学校病理の現在)」『青少年問題』第61号, pp.26-33.
- 荒井裕司, 2011, 「フリースクール(不登校・登校しぶりの子の「居場所」と支援の実際)」『児童心理』第65巻第9号, pp.86-90.
- 朝倉景樹, 1995, 『登校拒否のエスノグラフィー』彩流社.
- 部落解放・人権研究所, 2005, 『排除される若者たち—フリーターと不平等の再生産—』部落解放出版社.
- 中央教育審議会 初等中等教育分科会, 2012, 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」.
- 江川和弥, 2015, 「子どもとNPO(その9) フリースクールの教育実践」『子どもの文化』第47巻第3号, pp.34-40.
- 遠藤宏美, 2002, 「『サポート校』における学校文化—『学校文化』なるものの特性解明の前提として—」『教育学研究集録』, 第26巻, pp.25-35.
- 藤根雅之・橋本あかね, 2016, 「全国のオルタナティブスクールに関する調査報告書」.
- 藤村晃成, 2014, 「フリースクールにおける進路の選択過程—進学というメインストリームの呪縛(生徒指導)」『教育学研究紀要』第60巻第1号, pp.48-53.
- 藤田毅, 2010, 「『生徒支援』の視点に立った学校づくり(不登校はいま)」『教育』第60巻第5号, pp.66-71.
- 不登校問題に関する調査研究協力者会議, 2003, 「今後の不登校への対応の在り方について(報告)」.
- 花坂久, 2010, 「広域通信制・単位制『つくば開成高等学校 京都校』の紹介(第42回[全国商業教育研究協議会]全国集会の部 地域と社会を理解する経済学習の創造)」『全国商業教育研究協議会年報』第70号, pp.54-57.
- 樋口くみ子, 2011, 「教育支援センター(適応指導教室)の排除過程—クレームが顕在化しないメカニズム」『ソシオロギス』第35巻, pp.78-95.
- 弘田洋二, 2015, 「第2部(各論編) 2. 通信制高校における『心理的支援』」『通信制高校の実態と実践例の研究—若者の総合的支援の場としての学校のあり方— 2012~2014年度 科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号24531071 研究成果報告書』(研究代表:阿久澤麻理子) pp.88-96.
- 保坂亨, 2000, 『学校を欠席する子どもたち—長期欠席・不登校から学校教育を考える』東京大学出版会.
- 井上烈, 2012, 「フリースクールにおける学習支援—学習支援ニーズの高まりと居場所づくり—」『教育・社会・文化研究紀要』, 第13号, pp.17-32.
- 岩田正美, 2008, 『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- 加藤美帆, 2012, 『不登校のポリティクス—社会統制と国家・学校・家族』勁草書房.
- 貴戸理恵, 2004, 『不登校は終わらない—「選択」の物語から“当事者”の語りへ』新曜社.
- 貴戸理恵, 2016, 「不登校からみる共同性の意義(緊急特集 法制化で問われる「多様な学び保障」)」『教育』第843巻, pp.80-83.
- 木戸口正宏, 2016, 「釧路市『Zっと! Scrum』の試み—『居場所』のなかで自治的な関係づくりを(貧困のなかの子どもと学習支援)」『教育』第841号, pp.67-72.
- 菊池栄治・永田佳之, 2001, 「オルタナティブな学び舎の社会学—教育の〈公共性〉を再考する—」『教育社会学研究』, 第68集, pp.65-84.
- 喜多明人, 2016, 「子どもの学ぶ権利の行使と多様な学びの保障(緊急特集 法制化で問われる「多様な学び保障」)」『教育』第843巻, pp.69-75.
- 南出吉祥, 2016, 「フリースクールの位置づけをめぐる教育実践運動の課題」『〈教育と社会〉研究』第26号, pp.77-89.
- Mittler, P, 2000, Working towards inclusive education (=2002, 山口薫訳『インクルージョン教育への道』東京大学出版会).
- 文部科学省, 2015, 「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」.
- 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室, 2016, 「広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議(第3回) 配付資料資料1(別紙)各学校の各分類のサテライト施設の数」.
- 森田次朗, 2008, 「現代日本社会におけるフリースクール像再考—京都市フリースクールAの日常実践から」『ソシオロジ』第53巻, 第2号, pp.125-141.
- 中嶋哲彦, 2016, 「学習支援と貧困からの自己解放(貧困のなかの子どもと学習支援)」『教育』第841号, pp.54-60.
- 中西新太郎・乾彰夫, 1997, 「90年代における学校教育改編と教育運動の課題」渡辺治・後藤道夫編『講座現代日本 日本社会の対抗と構想』大月書店.
- 西田芳正, 2012, 『排除する社会・排除に抗する学校』大阪大学出版会.

- 西村貴之, 2008, 「多様化政策に対抗する教育実践を構想していくために (現代の高校生と高校教育—「改革」後の高校をどう展望するか)」『教育』第58巻第6号, pp.70-77.
- NPO法人フリースクール全国ネットワーク, 2016, 『2015年度文部科学省委託事業 フリースクール等における在宅支援も含めた個別支援の実践事例集』.
- 大橋博, 2007, 「広域通信制高校の学校経営」『教育行財政研究』第34号, pp.103-107.
- 沖田寛子, 1997, 「欧米と日本におけるフリースクールの比較研究—フリースクールの歴史と系譜をめぐって」『社会分析』第25号, pp.115-128.
- 奥地圭子, 1989, 『登校拒否は病気じゃない』教育史料出版会.
- 奥地圭子, 2005, 『不登校という生き方—教育の多様化と子どもの権利』日本放送出版協会.
- 奥地圭子, 2010, 『子どもをいちばん大切にする学校』東京シュレ出版.
- 奥地圭子, 2015, 「フリースクールから見えてくる 教育の何を変えるのか—東京シュレの30年を振り返りながら 多様な学びが保障される社会に」『公明』第113号, pp.34-40.
- 佐川佳之, 2009 「フリースクール運動のフレーム分析—1980～1990年代に着目して」『〈教育と社会〉研究』第19号, pp.46-54.
- 佐川佳之, 2010 「フリースクール運動における不登校支援の再構成—支援者の感情経験に関する社会学的考察—」『教育社会学研究』第87集, pp.47-67.
- 佐川佳之, 2015, 「居場所における支援と子ども—フリースクールの事例から—」『日本教育』第445号, pp.14-17.
- 酒井朗, 2013, 「社会的排除・包摂の視点から見た『学校に行かない子ども』問題」『「学校に行かない」子どもの教育権保障をめぐる教育臨床社会学的研究 平成22年度～平成24年度 科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 研究成果報告書』 (研究代表: 酒井朗), pp.33-41.
- 志賀信夫, 2016, 『地方都市から子どもの貧困をなくす—市民・行政の今とこれから』旬報社.
- 清水信一, 2002 『ダメ人間はいない 学校で生徒はかわる』文芸社.
- 佐藤洋作, 2016, 「対立を超えて交流と議論と創造を (緊急特集 法制化で問われる「多様な学び保障」)」『教育』第843巻, pp.63-68.
- 杉山雅宏, 2011, 「通信制高等学校における電話支援の必要性」『電話相談研究』第20巻第2号, pp.18-27.
- 玉村公二彦・山崎由可里・近藤真理子, 2012, 「病弱教育の歴史の変遷と生活教育: 寄宿舎併設養護学校の役割と教育遺産」『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』第22巻, pp.147-155.
- 田中昌弥, 2002, 「第五部 臨床教育学のフロンティア—いま, 新たな問いを求めて 第一章 臨床教育学は知育に何を提起するか」小林剛・皇紀夫・田中孝彦編『臨床教育学序説』pp.215-232.
- 谷井淳一・沢崎達夫, 2002, 「指導スタッフからみた適応指導教室に通う児童生徒の半年間の変化」『国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要』第2巻, pp.11-30.
- 鳥羽恵, 2016, 「座長試案, 私はとても賛成できません—不登校の子をもつ親の立場から (緊急特集 法制化で問われる「多様な学び保障」)」『教育』第843号, pp.76-79.
- 土岐玲奈, 2014, 「通信制高校の類型と機能」『日本通信教育学会 平成25年度研究論集』pp.49-61.
- 土岐玲奈, 2016, 「公立通信制高校のエスノグラフィー—生徒の学習と教員による支援の困難性に焦点を当てた事例研究—」『日本通信教育学会 平成27年度研究論集』pp.17-32.
- 土屋弥生・青山清英, 2010, 「高等学校における通信制課程を利用した新たな教育立場とその可能性—聖パウロ学園高等学校エンカレッジコースの場合—」『日本大学教育制度研究所紀要』第41号, pp.1-21.
- 内田康弘, 2014, 「私立通信制高校サポート校の展開とその現状に関する—考察—都道府県データの分析を中心に」『日本教育社会学会第66回大会発表要旨集録』pp.60-61.
- 内田康弘, 2015, 「通信制高校・サポート校の現状とその課題 (定時制・通信制高校のいま)」『月刊高校教育』第48巻第10号, pp.34-38.
- 渡辺敦司, 2007, 「学校レポート 毎日通える『通信制』高校—教育特区・大智学園の試み」『月刊生徒指導』第37巻第13号, pp.38-41.
- 山田哲也, 2010, 「学校に行く事の意味を問い直す—『不登校』という現象」若槻健・西田芳正編『教育社会学への招待』大阪大学出版会, pp.77-95.
- 山本宏樹, 2016, 「教育機会確保法案の概要と争点 (法制化で問われる「多様な学び保障」)」『教育』第843巻, pp.57-62.